

指名停止について

令和8年5月1日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

1 指名停止業者名

有限会社 井上建設 新潟県胎内市築地 1992 番地

2 指名停止期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで

3 指名停止理由

令和8年4月23日に開札した令和8年度 市単森林病虫害等防除事業 伐倒駆除・くん蒸業務委託（その1）の入札において、有限会社 井上建設が落札決定を受けたにもかかわらず、設計図書で示した現場作業の期限までに完了させることができないことを理由に契約を辞退した。このことが要領第2条第1項別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。